

# ヤングテレホンコーナー

都道府県警察の少年相談窓口

☎️ 非行や犯罪被害、家庭・学校での問題等少年に関するあらゆる相談を受け付けています。

北海道	少年相談110番 メール相談	0120-677-110 道警ホームページ内
青森	青森少年サポートセンター(新町センター) 少年サポートメール	0120-58-7867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
岩手	ヤングテレホンコーナー メール相談	0800-000-7867 県警ホームページ内
宮城	少年相談電話 いじめ110番	022-222-4970 022-221-7867
秋田	やまびこ電話	018-824-1212
山形	ヤングテレホンコーナー メール相談	023-642-1777 県警ホームページ内
福島	ヤングテレホン いじめ110番	024-525-8060 0120-795-110
東京	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970
茨城	少年相談コーナー 少年相談コーナー	029-231-0900 keishonen@pref.ibaraki.lg.jp
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152
群馬	少年相談電話 メール相談	027-289-6610 県警ホームページ内
埼玉	ヤングテレホンコーナー ヤングメール	048-861-1152 県警ホームページ内
千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497
神奈川	ユーステレホンコーナー	045-641-0045 (または) 0120-45-7867
新潟	新潟少年サポートセンター 長岡少年サポートセンター	025-285-4970 0258-36-4970
山梨	ヤングテレホンコーナー メール相談	0120-31-7867 県警ホームページ内
長野	ヤングテレホン メール相談	026-232-4970 県警ホームページ内
静岡	少年相談専用電話 メール相談	0120-783-410 県警ホームページ内
富山	ヤングテレホンコーナー メール相談	0120-873-415 young110@gaea.ocn.ne.jp
石川	ヤングテレホン いじめ110番	0120-497-556 0120-617-867
福井	ヤングテレホン	0120-783-214
岐阜	ヤングテレホンコーナー 少年相談	0120-783-800 gifu.young.783800@ezweb.ne.jp
愛知	ヤングテレホン ヤングテレホンEメール相談	052-764-1611 県警ホームページ内
三重	少年相談110番	0120-41-7867
滋賀	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114
京都	ヤングテレホン	075-551-7500
大阪	グリーンライン	06-6944-7867

兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
奈良	ヤング・いじめ110番 (少年サポートセンター)	0742-22-0110
和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番 メール相談	073-425-7867 e8205001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取	東部少年サポートセンター 西部少年サポートセンター	0857-22-1574 0859-31-1574
島根	やがねわ/けいさつ・いじめ110番 みこびーヤングメール	0120-786-719 県警ホームページ内
岡山	ヤングテレホン・いじめ110番 ヤングメール	086-231-3741 youngmail@pref.okayama.jp
広島	ヤングテレホン広島 ヤングメール	082-228-3993 県警ホームページ内
山口	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
徳島	ヤングテレホン いじめホットライン	088-625-8900 088-623-7324
香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター) 少年相談専用電話(中瀬少年サポートセンター)	087-837-4970 0877-33-3015
愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
高知	ヤングテレホン	088-822-0809
福岡	中央少年サポートセンター 少年相談案内	092-588-7830 県警ホームページ内
佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
長崎	ヤングテレホン メール相談	0120-786-714 young786714@ezweb.ne.jp
熊本	肥後っ子テレホン メール相談	096-384-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp
大分	ヤングテレホン メール相談	097-532-3741 県警ホームページ内
宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
鹿児島	ヤングテレホン ヤングメール	099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
沖縄	ヤングテレホン メール相談SOS	0120-276-556 県警ホームページ内

## 匿名通報ダイヤル

児童売春や児童虐待、薬物、特殊詐欺等に関する通報を受け付けています。  
匿名通報フリーコール(9:30~18:15月~金)  
**0120-924-839**  
ウェブ匿名通報(24時間オンライン受付)  
**WWW.tokumei24.jp**



## ぴったり相談窓口

あなたにぴったりの  
相談窓口をサポート



きくまる



# 少年からの シグナル

SIGNAL FROM  
THE YOUNG



令和5年 警察庁

# INDEX

## I. 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行
  - ① 非行少年 ..... 1
  - ② 不良行為少年 ..... 1
  - ③ 犯罪に加担する少年 ..... 1
  - ④ 少年の薬物乱用 ..... 2
2. 児童虐待 ..... 3
3. 子供の性被害 ..... 4

## II. 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携 ..... 5
2. 警察における主な取組 ..... 6
- 少年事件手続きの流れ（概要） ..... 7・8
- 全国のヤングテレホンコーナー ..... 裏表紙

# I. 少年非行と犯罪被害の情勢

## 1. 少年の非行

### ① 非行少年

令和4年中の刑法犯少年の検挙人員は1万4,887人と戦後最少だった前年よりも微増となりました(図①)。なお、刑法犯少年の再犯者率は依然として3割を超えています(図②)。

### ② 不良行為少年

令和4年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は29万7,078人で、平成25年中の80万9,652人と比較して6割以上減少しています(図③)。

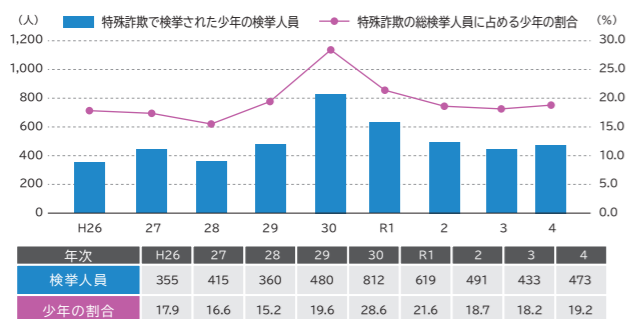
令和4年4月から、成年年齢は18歳に引き下げられましたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙は禁止されています。

### ③ 犯罪に加担する少年

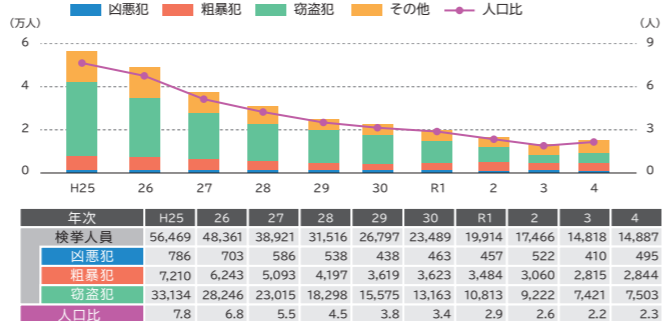
令和4年中に特殊詐欺で検挙された少年は473人と、前年と比べ増加しており、総検挙人員(2,458人)に占める少年の割合は約2割で、約5人に1人が少年です(図④)。また、検挙された少年のうち、7割以上が「受け子」と呼ばれるだまし取った現金等の受取役であり(図⑤)、これらの少年の多くがSNS等の違法・悪質な求人広告に応募して特殊詐欺に加担している実態が問題となっています。

警察では、少年をアルバイト感覚で特殊詐欺や強盗等の犯罪に加担させないため、非行防止教室等を通じて、違法・悪質な求人広告に応募した少年が、認識がないまま重大な犯罪に加担させられ、犯罪の首謀者から都合よく利用され、「捨て駒」として捨てられている実態等について具体的に発信する等、少年等の心に響く広報啓発等の取組を強化しています。

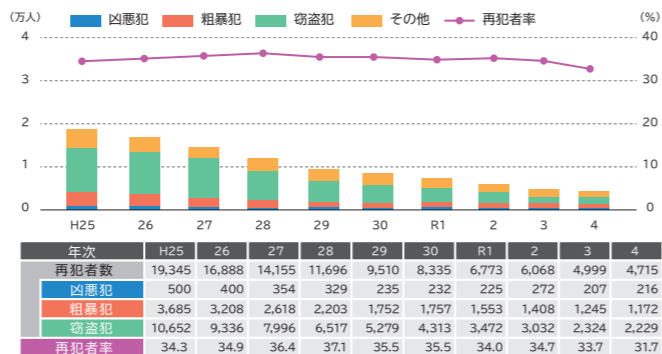
図④ 特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員等の推移 (平成26年～令和4年)



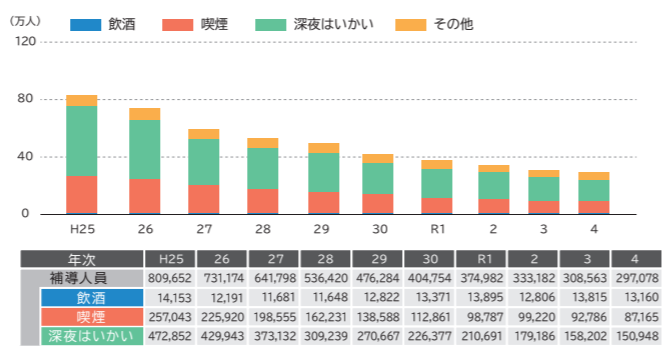
図① 刑法犯少年の検挙人員等の推移 (平成25年～令和4年)



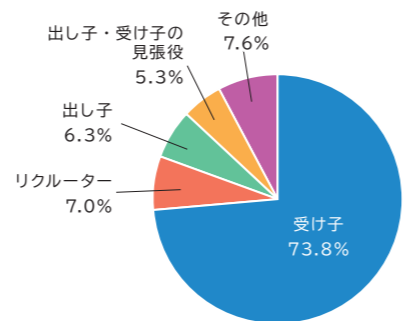
図② 刑法犯少年の再犯者数等の推移 (平成25年～令和4年)



図③ 不良行為少年の補導人員の推移 (平成25年～令和4年)



図⑤ 特殊詐欺で検挙された少年の役割別検挙状況 (令和4年)



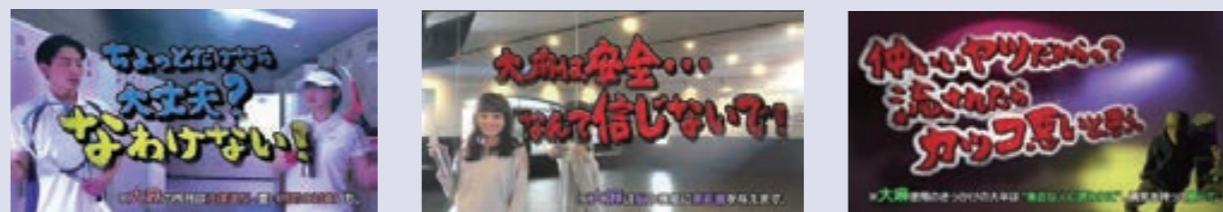
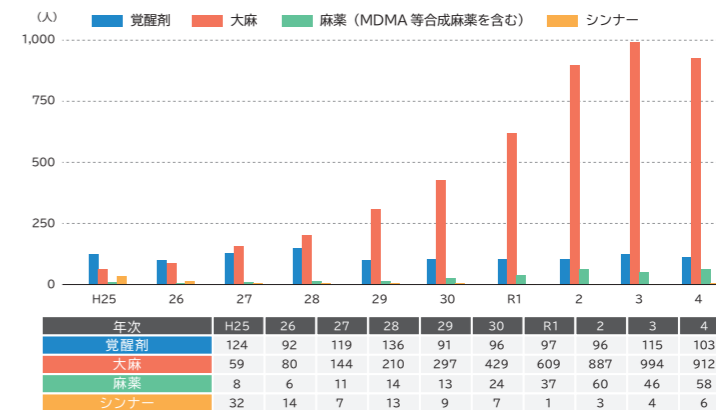
※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称です。

## ④ 少年の薬物乱用

大麻や覚醒剤等の薬物乱用は少年にまで広がっており、令和4年中、大麻事犯で検挙された少年は912人と、過去最多であった前年から減少したものの、依然として高水準で推移しています(図⑥)。

警察では、学校等での薬物乱用防止教室の開催や、SNS等を活用した広報啓発等薬物乱用防止のための取組を推進しています。警察庁では、若年層の大麻乱用を防止するためのメッセージ動画(3種)をYouTube等で配信するなどの取組等を推進しています。

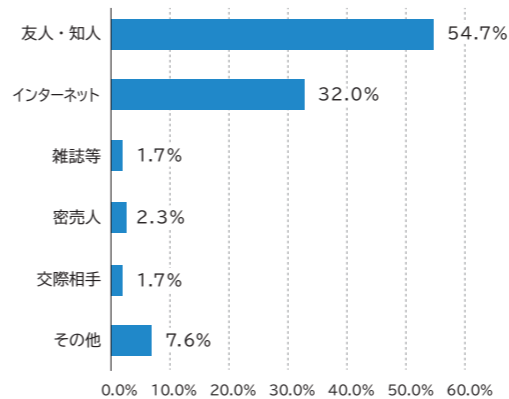
図⑥ 覚醒剤、大麻等で検挙された少年の検挙人員の推移 (平成25年～令和4年)



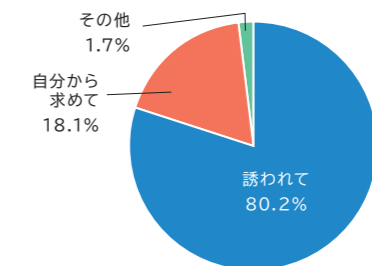
## 大麻乱用者の実態

友人・知人や、インターネット等からの「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」等の誤った情報をうのみにして、好奇心・興味本位、その場の雰囲気等の動機で大麻に手を出してしまう実態が見受けられます(図⑦～⑨)。

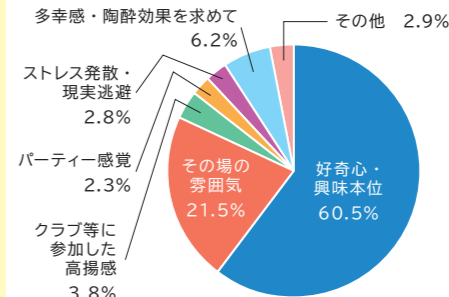
図⑦ 大麻に対する危険(有害)性を軽視する情報源



図⑧ 大麻を初めて使用した経緯



図⑨ 大麻を初めて使用した動機



※令和4年の一定時期に大麻取締法違反(単純所持)で検挙された者について、捜査過程で明らかとなった実態です。なお、「大麻に対する危険(有害)性を軽視する情報源」は犯行時の年齢が20歳未満の者、「大麻を初めて使用した経緯、動機」は初回使用時の年齢が20歳未満の者について取りまとめたものです。

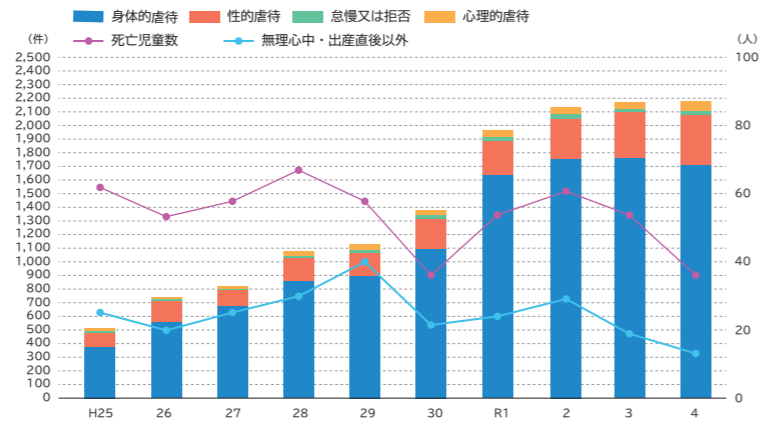
## 2 児童虐待

令和4年中の児童虐待事件の検挙件数は2,181件、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は11万5,762人となっており、いずれも過去最多を更新しています(図⑩、図⑪)。

また、態様別でみると、児童虐待事件の検挙件数は身体的虐待が1,718件と最も多く、次いで性的虐待が365件となっており、通告児童数は、心理的虐待が8万4,973人と最も多く、次いで身体的虐待が2万662人となっています(図⑩、図⑪)。

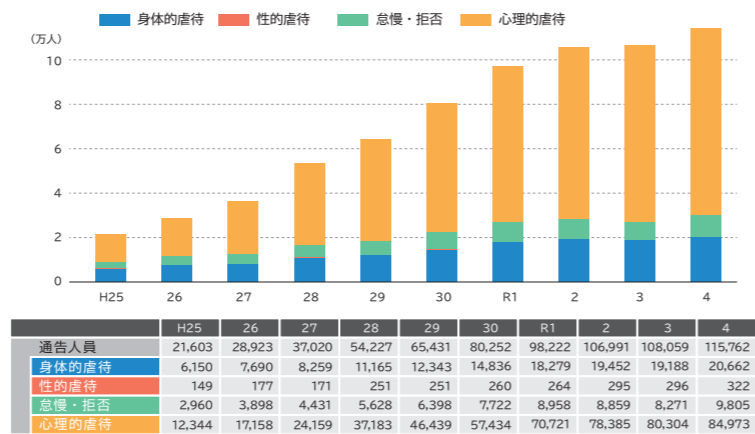
警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した場合において、児童の安全を直接確認し、児童相談所への通告や児童相談所をはじめとする関係機関への情報提供を徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応を行っています。

図⑩ 児童虐待事件の検挙件数等の推移 (平成25年～令和4年)



年次	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
検挙件数	514	740	822	1,081	1,138	1,380	1,972	2,133	2,174	2,181
身体的虐待	376	564	679	866	904	1,095	1,641	1,756	1,766	1,718
性的虐待	103	150	117	162	169	226	246	299	339	365
怠慢又は拒否	19	15	8	22	21	24	35	32	21	29
心理的虐待	16	11	18	31	44	35	50	46	48	69
死亡児童数	62	53	58	67	58	36	54	61	54	37
無理心中・出産直後以外	25	20	26	30	40	22	25	29	18	13

図⑪ 警察から児童相談所に通告した児童数の推移 (平成25年～令和4年)



### 児童虐待の類型

#### ● 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること



#### ● 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



#### ● 怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



#### ● 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



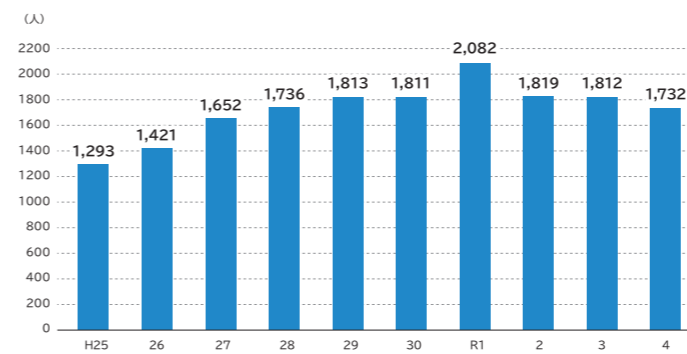
## 3 子供の性被害

### 被害児童の実態

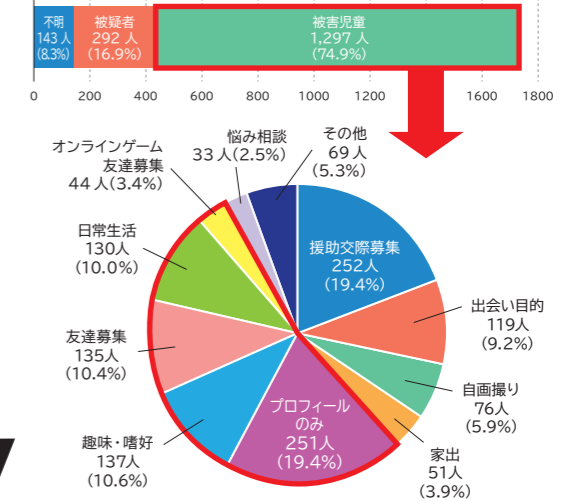
令和4年におけるSNSに起因する事犯\*の被害児童数は依然として高い水準で推移しています(図⑫)。SNS上で、被疑者と被害児童が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が多くを占めており、その投稿内容の内訳は「プロフィールのみ」「趣味・嗜好」「友達募集」「日常生活」「オンラインゲーム友達募集」といった一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が半数以上を占めています(図⑬)。

\*SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった子供の性被害事犯

図⑫【SNSに起因する事犯】被害児童数の推移 (平成25年～令和4年)



図⑬【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳



### 実際にこのような被害が起きています

**ケース01**

A女(6歳)は、オンラインゲームで知り合った男に、自らの裸の写真を自分で撮られ、その写真をSNSで送信させられた。

**ケース02**

B女(12歳)は、SNSで知り合った男から言葉巧みに誘い出され、わいせつな行為をされ、その様子を撮影された。その後、男は、その動画を販売した。

**ケース03**

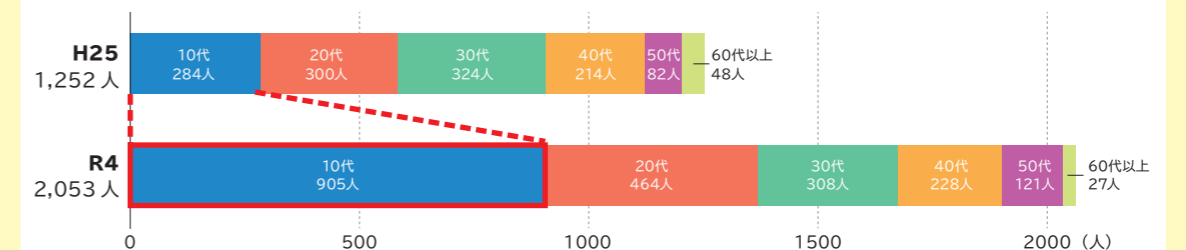
C男(13歳)は、オンラインゲームで知り合った男から、食事代や遊戯代等の支払いを受ける代わりに、わいせつな行為をされた。

### 児童ポルノ事犯被疑者の低年齢化

令和4年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合は、10代が最多です。10代が全体に占める割合は、平成25年が22.7%でしたが、令和4年では44.1%を占めています(図⑭)。

児童のスマートフォン保有率及びSNS利用率の増加に伴い、10代でも、SNSで知り合った児童に裸の画像を送信させたり、スマートフォン等を使って自分の裸をSNSにアップしたりして検挙されています。

図⑭ 児童ポルノ事犯被疑者の年代別割合



# Ⅱ 少年の非行を防止し、犯罪被害

# から守る取組

## 1 警察の体制及び関係機関との連携

### ◆ 少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所等関係機関やその他団体と連携し、街頭補導活動、少年相談活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

### ◆ 少年警察ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア(少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員)を委嘱しており、警察職員と協力して少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした学生ボランティアは、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

### ◆ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っています。

### ◆ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

### ◆ 警察と学校等との連携

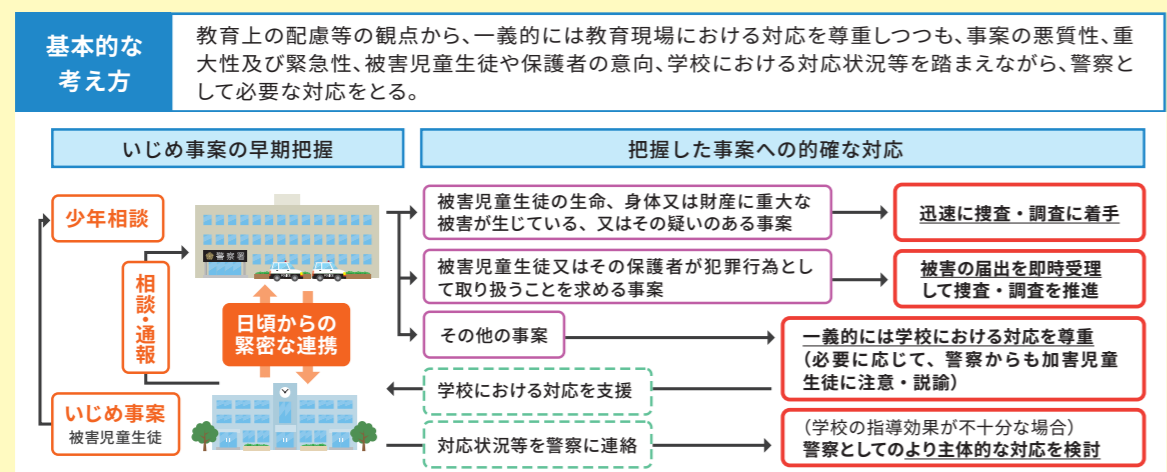
警察と教育委員会等の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校警察連絡制度」が、全ての都道府県で運用されています。

また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした「学校警察連絡協議会」を設置して、学校と警察で情報交換を行っています。



## 学校におけるいじめ問題への対応

警察では、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握した事案については、被害児童生徒及び保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、的確に対応しています。



## 2 警察における主な取組

### ◆ 街頭補導活動

少年のたまり場となりやすい繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や飲酒、深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っています。

### ◆ 被害少年への支援活動

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

### ◆ 広報啓発活動

少年の非行・犯罪被害防止や少年相談活動の促進等を図るため、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施するなど様々な機会を通じて情報発信しています。

### ◆ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、より専門的な機関への引継ぎも視野に、継続的に声を掛けるほか、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

### ◆ 少年相談活動

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っています。

また、全国の都道府県警察では、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話や電子メールによる相談窓口を開設しています。(裏表紙参照)

### ◆ 少年の居場所づくり

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

## 立ち直り支援活動の事例

農業体験	スポーツ活動	学習支援
		
日常では経験できない農業を協力して行うことで、少年たちとのコミュニケーションを図ります。	チームワークを必要とするスポーツを通じて、少年たちと共に汗を流し絆を深めます。	不登校などで遅れてしまった勉強や、これから受験を控えている少年たちの勉強をサポートします。

# 少年事件手続きの流れ（概要）

